

所長のひとりごと



9月10日に、茨城県つくば市で毎月開催されているけん玉の練習会に参加してきました。

なかなか都合が合わず、1年以上間が空いてしまったの参加でした。

この練習会は、通常の教室とは違い各自が自由に技の練習をしたり、参加者でちょっとしたゲームをしたり楽しむことを大切にしている練習会です。

特に、子供に対しては簡単な工作をしてみたり、他の遊び道具で遊んだりとけん玉と関係ないことをして飽きないような工夫をしています。

子ども向けに置いてある遊び道具ですが、大人も一緒に遊んでいるうちにはまってしまったりと、本当に自由に遊びを楽しんでいる雰囲気は私がとても好きです。

私も、教室で指導する時は少し遊び心を持って、楽しくけん玉ができるような環境を作っていきたいと思いました。

税金お役立ち情報

最近、よく耳にする「ビットコイン」ですが、みなさまはご存知ですか？9月の下旬で40万円以上の価格がついています。

そのビットコインの利益について、国税庁が所得区分を「雑所得」に当たることを公表しました。
ビットコインを使用(円への換金・資産の購入など)することで出た利益に対して課税されます。

ビットコインから出る利益は、総合課税の雑所得となるため、ビットコイン同士の損益や公的年金等といった同じ総合課税の雑所得内でのみ損益通算ができます。

そのため、申告分離課税となるFXや株式等との損益通算はできません。

「当事務所では、**セカンドオピニオンサービス**を行っております。
現在、顧問税理士がいる会社様でもご利用いただけます。お気軽にお問い合わせください。」